○千代田区介護保険事故報告事務取扱要綱

平成15年12月15日15千保介発第595号

改正

平成18年4月1日18千保高発第188号 平成19年11月26日19千保高発第1029号 平成24年5月31日24千保高介発第281号 平成25年7月23日25千保高介発第560号

千代田区介護保険事故報告事務取扱要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、次の各号に掲げる規定(以下「運営基準等」という。)に基づき、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び介護保険施設(以下「事業者」という。)が、千代田区の介護保険被保険者(以下「利用者」という。)を対象として介護サービスや宿泊サービスを提供するに際して事故が発生した場合の事務手続きについて定め、もって利用者保護を図るものとする。
 - (1) 介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第23条
 - (2) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)
 - (3) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)
 - (4) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)
 - (5) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)
 - (6) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)
 - (7) 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)
 - (8) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令 第34号)
 - (9) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)
 - (10) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)
 - (11) 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京 都条例第111号)
 - (12) 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成 24年東京都規則第141号)
 - (13) 東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等 に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年東京都条例第112号)
 - (14) 東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等 に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則 第142号)
 - (15) 東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条 例第41号)
 - (16) 東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年 東京都規則第45号)
 - (17) 東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第42号)
 - (18) 東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第46号)

- (19) 東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都 条例第98号)
- (20) 東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24 年東京都規則第112号)
- (21) 千代田区指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例(平成25年千代田区条例第15号)
- (22) 千代田区指定地域密着型サービスの基準に関する規則(平成25年千代田区規則第23号)
- (23) 千代田区指定地域密着型介護予防サービスの基準等に関する規則(平成25年千代田区規則第 24号)
- (24) 東京都における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営 に関する基準(平成23年4月28日23福保高介第203号)

(事故の範囲)

- 第2条 事業者は、次の各号に掲げる事故について、区へ報告するものとする。
 - (1) 利用者に対する介護サービス等の提供により発生した次の負傷事故
 - ア 医師の保険診療を要したもの
 - イ 医師の保険診療を要しないが負傷により利用者の家族等から苦情が出ているもの
 - (2) 利用者に対する介護サービス等の提供により発生した死亡事故
 - (3) 利用者に対する介護サービス等の提供など業務遂行により発生又は請求された損害賠償事故
 - (4) 食中毒及び感染症等で法令により保健所等へ通報が義務付けられている事由の事故
 - (5) その他、区が報告を必要と判断した事故

(報告)

- 第3条 事業者は、第2条に定める事故が発生した場合、事故報告を行い、利用者保護及び再発防止 に資するものとする。
- 2 事業者は、事故発生後、速やかに家族及び関係者に連絡するとともに、区にその事実につき電話 等による報告を行うものとする。
- 3 事業者は、区の指示に基づき、別記様式により第一報の事故報告書を提出するとともに、事故発生場所が特定できる図面等を添付するものとする。
- 4 事業者は、第一報の後、区の指示に基づき、別記様式により中間報の事故報告書を提出し、適宜途中経過を報告するものとする。
- 5 事業者は、事故処理が終了した時点で、区の指示に基づき、別記様式により最終報の事故報告書を提出するとともに事故当日の職員勤務割表、事故対象者の介護記録の写しを添付し、また、必要に応じて区から求められた資料を提出するものとする。
- 6 第一報の時点で事故処理が終了している場合は、第一報をもって最終報告とすることができる。 この場合、事故後の状況等についても、第一報の事故報告書に記載するものとする。 (公表等)
- 第4条 区は、事故報告を取りまとめ、利用者保護及び事故の再発防止に資するものとする。
- 2 区は、事業者が運営基準等に違反し、次の各号のいずれかに該当するときは事業者名及び事故内 容について公表することができるものとする。
 - (1) 事業者が事故発生を故意に隠匿している場合
 - (2) 事業者が事故の再発防止策に取り組まない場合
 - (3) その他利用者保護の観点から、区が必要と認めた場合

(東京都への報告)

- 第5条 区は、次の各号に掲げる事故については、事故の内容(個人名や個人が特定される情報を除く。)を東京都へ報告するものとする。
 - (1) 入所者や利用者の死亡等、重大な事故
 - (2) 食中毒や感染症、その他、入所者に感染が拡大しているもの
 - (3) その他施設・事業所運営に係る重大な事故等

附則

この要綱は、平成15年12月15日から施行する。

附 則(平成18年4月1日18千保高発第188号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年11月26日19千保高発第1029号)

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月31日24千保高介発第281号)

この要綱は、平成24年6月1日から適用する。

附 則 (平成25年7月23日25千保高介発第560号)

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

別記様式(略)